

砺波地方介護保険組合議会平成 24 年 2 月定例会会議録

- 1 開会の日時 平成 24 年 2 月 28 日 午後 2 時 15 分 開会
2 閉会の日時 平成 24 年 2 月 28 日 午後 5 時 06 分 閉会
3 開議及び閉議の日時 平成 24 年 2 月 28 日 午後 2 時 19 分 開議
平成 24 年 2 月 28 日 午後 5 時 04 分 閉議

4 出席議員の氏名

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 池田 庄平 | 2 番 | 嶋田 幸恵 |
| 3 番 | 石崎 俊彦 | 4 番 | 沼田 信良 |
| 5 番 | 香川 俊光 | 6 番 | 井上 五三男 |
| 7 番 | 多田 勲 | 8 番 | 西井 秀治 |
| 9 番 | 山田 幸夫 | 10 番 | 江守 俊光 |
| 11 番 | 砂田 喜昭 | 12 番 | 池田 守正 |

以上 12 名

5 欠席議員の氏名

なし

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 理事長 | 上田 信雅 | 副理事長 | 桜井 森夫 |
| 理事 | 田中 幹夫 | | |
| 代表監査委員 | 福江 清徳 | 会計管理者 | 宮崎 保治 |
| 事務局長 | 池田 仁吾 | 業務課長 | 深田 数成 |
| 兼総務課長 | | | |
| 楽寿荘施設長 | 重原 一雄 | | |

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 総務課主幹 | 今井 保晴 | 総務課主任 | 肥田 啓生 |
|-------|-------|-------|-------|

8 議事日程

- 第 1 議席の指定について
追加日程第 1 副議長の辞職の許可について
追加日程第 2 副議長の選挙について
追加日程第 3 議長の辞職の許可について
追加日程第 4 議長の選挙について
第 2 会議録署名議員の指名について
第 3 会期の決定について
第 4 議案第 1 号「平成 24 年度砺波地方介護保険組合一般会計予算」から
報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」まで
(提案理由説明・一般質問・質疑・討論・採決)
追加日程第 5 監査委員の選任について
第 5 閉会中の継続審査について

9 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

10 会議の要旨

[午後2時15分 開会]

○ 議長（沼田 信良 君）

会議に入るに先立ち、議会運営委員会条例第3条の規定により、議会閉会中に欠員となっておりました議会運営委員3名が選任されております。砺波市の井上 五三男議員、南砺市の香川 俊光議員、池田 庄平議員がそれぞれ選任されておりますことをご報告させていただきます。

なお、議会運営委員会が2月13日に開催され、嶋田幸恵委員長、井上五三男副委員長が互選され、引き続き、本日の日程等について協議されております。

協議結果について、議会運営委員会より報告があります。

議会運営委員長 嶋田 幸恵 君。

【議会運営委員長 嶋田幸恵君 登壇】

○ 議会運営委員長（嶋田 幸恵 君）

本定例会の議事運営を協議するため、去る2月13日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し議席の指定を行い、次に、会議録署名議員の指名を、議長において行います。

次に、本定例会の会期を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から施政方針並びに議案第1号から議案第9号まで、議案9件、及び報告事項1件について提案理由の説明を受けます。

その後、休憩に入り、議案説明会を開催し、提出議案の説明を受け、再開後、一般質問並びに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

最後に、「閉会中の継続審査について」、を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【議会運営委員長 嶋田幸恵君 降壇】

○ 議長（沼田 信良 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を打ち切ります。

[午後2時19分 開議]

○ 議長（沼田 信良 君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 2 月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定に基づき、上田理事長ほか関係の皆様のお出席を求めています。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により実施した例月出納検査の報告を受けております。なお、その報告書写しをお手元に配布しておりますのでご確認をお願いいたします。

次に、閉会中の議員の辞職について申し上げます。

議会閉会中に宮西佐作君、川辺邦明君、片岸 博君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので報告をいたします。また新たに砂田喜昭君、香川俊光君、池田庄平君がそれぞれの市議会において選挙されていますことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第 1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。議席札を改め願います。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後 2 時 21 分]

— 副議長 西井秀治君 退場 —

[午後 2 時 22 分 再開]

○ 議長（沼田 信良 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第 1 ただいま副議長西井秀治君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。副議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

○ 議会事務局長（今井 保晴 君）

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。平成 24 年 2 月 28 日 砺波地方介護保険組合議会 副議長 西井秀治 以上です。

○ 議長（沼田 信良 君）

お諮りいたします。西井秀治副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、西井秀治君の副議長の辞職を許可することに決しました。8 番 西井秀治君の入場を認めます。

— 8 番 西井秀治君 入場 —

追加日程第2 ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。砺波地方介護保険組合議会副議長に山田幸夫君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました山田幸夫君を砺波地方介護保険組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田幸夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田幸夫君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山田幸夫君からご挨拶がございます。

【副議長 山田幸夫君 登壇】

○ 副議長（山田 幸夫 君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙により、砺波地方介護保険組合議会の副議長に選任いただき、誠にありがとうございます。誠に身にあまる光栄であり、責任の重さを痛感しております。

もとより、微力ではございますが、議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力する所存でございます。

何とぞ、議員各位のあたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。まして、簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

【副議長 山田幸夫君 降壇】

○ 議長（沼田 信良 君）

暫時休憩いたします。その場でご休憩願います。

[午後2時27分]

—議長 沼田信良 退場—

【副議長 山田幸夫君 議長席に着席】

[午後 2 時 29 分 再開]

○ 副議長 (山田 幸夫 君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第 3 ただいま議長 沼田信良君から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

○ 議会事務局長 (今井 保晴 君)

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。平成 24 年 2 月 28 日 砺波地方介護保険組合議会 議長 沼田信良 以上です。

○ 副議長 (山田 幸夫 君)

沼田信良議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、沼田信良君の議長の辞職を許可することに決しました。4 番 沼田信良君の入場を認めます。

— 4 番 沼田信良君 入場 —

○ 副議長 (山田 幸夫 君)

追加日程第 4 ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。砺波地方介護保険組合議会議長に 西井秀治君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました西井秀治君を砺波地方介護保険組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西井秀治君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました西井秀治君が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定による当選の告知をおこないます。議長に当選されました西

井秀治君からご挨拶がございます。

【議長 西井秀治君 登壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の議長の要職を賜り、誠に身にあまる光栄でございます。深く感謝申し上げます。

ここに、御推挙いただきましたからには、議会の円滑な運営とそして活性化のため、また、介護事業の伸展に、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援並びにご協力を賜りますことを心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任にあたりご挨拶にかえさせていただきます。

【議長 西井秀治君 降壇】

○ 副議長（山田 幸夫 君）

これもちまして、議長席を交代いたします。

【副議長山田幸夫君自席へ、議長西井秀治君議長席へ】

○ 議長（西井 秀治 君）

これより、日程に従い順次議事を進めます。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第98条の規定より、議長において指名いたします。

1番 池田 庄平 君

2番 嶋田 幸恵 君

3番 石崎 俊彦 君

以上3名を指名いたします。

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に日程第4 議案第1号「平成24年度砺波地方介護保険組合 一般会計予算」から報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 上田 信雅 君。

【理事長 上田信雅君 登壇】

○ 理事長（上田 信雅 君）

本日ここに、平成24年2月砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ただいまは、円満裡に議長をはじめ議会役員がそれぞれ選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、円滑な議会運営を図られ、組合の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、「介護保険制度を取り巻く諸情勢」について、申し上げます。介護保険制度は、平成12年4月の開始から、今年4月には13年目を迎えます。この間、高齢者の介護を社会全体で支えるという理念のもと、介護の社会化、サービス提供基盤の充実が進む一方、平成18年度には、「予防重視型システムの導入」「地域密着型サービスの創設」など、抜本的な制度改正が行われております。

更に、昨年6月介護保険改正法が成立し、地域包括ケアの柱として24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」や看護・介護を一体的に提供する「複合型サービス」が創設されました。通じて介護認定者数は増加を続け、高齢者を支える社会保障の基幹を担う制度として定着して参りました。

ここで、介護保険の状況について、申し上げますと、全国の65歳以上である第1号被保険者は、平成23年10月末をもって、2,935万人で、うち、要介護認定者は522万人であり、制度発足から304万人増の2.39倍となっております。

また、平成24年度の厚生労働省予算案では、介護給付費総額を約8.1兆円と見込み、これは、前年度比4,523億円、率にして5.9%の増となっております。

このうち国の負担する介護給付費関係予算は、2兆3,284億円が計上され、1,247億円、5.7%の増となっております。

一方、当組合の状況を述べますと、発足当時、現在の構成3市管内の要介護認定者は2,767人でありましたが、昨年10月末には6,684人と全国の伸びを上回る2.41倍となり、65歳以上人口38,190人の17.5%の方が認定を受けておられます。

同じく10月利用分のサービス受給者は5,755人で、その内訳は、居宅利用者が4,226人、施設利用者が1,529人であり、居宅サービス利用者数が約7割を占めております。

また、介護給付費につきましては、近年、居宅サービス、とりわけ、地域密着型サービスの伸びが著しい状況となっております。

次に、「第5期介護保険事業計画」について、申し上げます。このような中、今後の介護保険事業の基本的な目標やサービス基盤の整備方針を定め、給付費総額の推計並びに第1号被保険者の保険料設定などを織り込む、平成24年度から平成26年度までの「第5期介護保険事業計画」を作成しているところであります。

この事業計画の策定にあたりましては、構成3市の副市長からなる介護保険事業計画策定委員会を組織し、その下に構成市担当課長による幹事会を設置し、また、一般公募委員を含む介護保険推進委員会を適宜開催するなど、広く住民の意見を承りながら進めてきたところであります。

今回の策定に当たりまして、国の基本方針としては、いわゆる「団塊の世代」がすべて被保険者入りする平成27年度に向けて、安定的かつ持続可能な保険制度の確立を図っていくための、最終段階と位置づけており、第3期事業計画で打ち出した「介護予防の推進」「地域包括ケアの推進」など一層の充実を図るため、第4期に引き続き、関連施策を展開するものとしております。

ここで、当組合としての幾つかの視点を申し上げますと、管内における認定者数の増加

に伴い、高齢者単身世帯及び高齢者世帯並びに認知症高齢者の増大が見込まれており、引き続き、これに対応した地域密着型サービスあるいは訪問系サービス基盤などの充実、多様な高齢者向け「住まい」の支援を織り込んで参ります。

介護報酬の改定につきましては、在宅サービスを中心に重度の要介護者向け給付に重点配分や介護職員の処遇改善を柱に、1.2%のプラス改定となっており、引き上げは、制度導入以来、前回に続き2回目となります。この給付費への反映を織り込み、改定趣旨が生かされるよう関係機関との連携を図って参ります。

次に、「第1号被保険者に対する保険料」について、申し上げます。介護保険制度では、国、県を始めとして財源の負担率が定まっております。給付費総額は、平成23年度決算見込みに対し、第5期事業計画の最終年度となる平成26年度には14.1%程度増加すると予想しております。

この推計などを踏まえ、第1号被保険者の保険料を算定し、保険料基準月額を現行の4,200円から5,080円に改定いたしたいと考えております。

被保険者の負担能力に応じたきめ細かい多段階設定を継続するなか、更に、少額年金受給者に対し、軽減率を適用するため、介護保険料の段階区分を1段階増やし、現行の9段階制を10段階制に設定しようとするものであります。この結果により、従来の第3階層で120万円以下の年金受給者に対する保険料額では、ほぼ現状維持という状況となります。

また、今回の保険料の改定に際しましては、保有している介護給付費準備基金の全額を取崩し、極力、上昇を抑えようとしたところでございます。

以上のような諸事情も踏まえ、第5期事業計画の策定作業をいたしているところであります。

この実施に当たりましては、計画理念の「住み慣れた地域で、その一員として尊重され、生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり」の下、利用者並びにサービス事業者のご意見なども承りながら、健全な保険制度の運営に努めて参りたいと存じます。

議員各位を始め、住民の皆さんのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成24年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額140,800千円（前年度比0.8%増）を計上するものであります。

歳出につきましては、人件費及び電算関係の賃借料、保守管理料等を精査のうえ計上するものであります。

歳入につきましては、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであります。

議案第2号 平成24年度介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額12,470,000千円（前年度比5.4%増）を計上するものであります。

歳出につきましては、総務費としては、介護認定審査会にかかる認定経費等を計上するものであり、保険給付費としては、1ヶ月当たりの介護サービス受給者5,886人の給付費及びケアプラン作成料等をそれぞれ精査のうえ、計上するものであります。

この中には、グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設それぞれ2施設ずつの新設による施設整備を盛り込んでおります。

歳入につきましては、保険料と公費でそれぞれ50%ずつ賄うわけですが、今回、財源構成が第1号保険料へ1%分傾斜することで、第1号被保険者保険料21%、支払基金

交付金（第2号被保険者保険料分）29%と、国25%、県12.5%、組合負担12.5%となっております。なお、組合負担分については、各市の給付実績に基づき、負担いただくことにいたしております。会計全体として、不足する財源につきましては、基金の繰入金等で措置するものであります。

議案第3号 平成24年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額126,550千円（前年度比1.4%増）を計上するものであります。

歳出につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を精査のうえ計上するものであります。歳入につきましては、負担金等で措置するものであります。

議案第4号 平成24年度楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額13,310千円（前年度比増減なし）を計上するものであります。

歳出につきましては、訪問介護事業費を精査のうえ計上し、歳入につきましては、手数料等で措置するものであります。

議案第5号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ13,745千円を追加補正し、歳入歳出総額153,445千円となるところであります。

歳出につきましては、介護保険法改正に伴う事務処理システムの改修費を補正するものであります。この改修費は本来、介護保険事業特別会計予算で計上すべきところでありますがその財源に余裕がないため、特別会計へ繰り出ししようとするものであります。

これに対する歳入につきましては、繰越金及び国庫補助金で措置するものであります。

議案第6号 平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ17,448千円を追加補正し、歳入歳出総額11,854,470千円となるところであります。歳出につきましては、過年度の地域支援事業費について精算の結果、国及び県交付金に返還が生じたための返還金及び先ほどの介護保険法改正に伴う事務処理システムの改修費を精査のうえ計上したものであります。これに対する歳入につきましては、地域支援事業負担金及び一般会計繰入金で措置するものであります。

議案第7号 平成24年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日につきましては、各事業に要する経費の分担基準及び納期を定めるものであります。

議案第8号及び議案第9号の条例関係につきましては、障害者自立支援法の一部改正、並びに多段階設定の継続などを盛り込んだ保険料率の改定に伴うものであります。

次に報告第1号専決処分承認を求めることにつきましては、急を要し専決処分をいたしましたものにつきまして、議会に報告し承認を求めるものであります。

以上をもちまして、基本方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

【理事長 上田信雅君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

暫時休憩いたします。

[午後2時54分]

—議案説明会の開催—

[午後 4 時 30 分 再開]

○ 議長（西井 秀治 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。だいまの出席議員は、12 名で定足数に達しており、会議は、成立しております。

本日の会議時間は議事の都合により、議事終了まで延長いたします。

これより一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告により、発言を許します。11 番 砂田 喜昭 君

【11 番 砂田喜昭君 登壇】

○ 議員（砂田 喜昭 君）

4 項目についてお尋ねいたします。

まず、最初は介護保険料についてであります。

介護保険料は、21%もの値上げが提案されました。基準額は、月額 5,080 円で年間 60,900 円が年金から天引きをされます。3 年毎に安易な値上げが繰り返されておりますけれども、既に制度発足当初の月額 2,800 円に比べますと 1.8 倍になります。介護保険のしくみは、利用が増えると自動的に保険料の値上げにつながる。こういうしくみになっているからであります。この最大の問題は、介護保険ができるまでは、国が高齢者福祉の費用の半分を負担しておりましたけれども、これが 4 分の 1 に切り下げられた。これが大きな問題であります。このやり方が、既に破たんしている。これは厚生労働省が調査を委託した地域包括ケア研究会や社会保障審議会、介護保険部会の報告書や意見でさえも、介護保険を持続可能な制度とするためには、公費負担の拡充を検討すべきだと、こう述べていることから明らかであります。しかも、今度、民主党政権が廃止するようでありましてけれども、自公政権の末期に介護労働者の処遇改善に向けた基金が国庫負担で導入されたことも、サービス改善を保険料だけで賄うことが無理だという。こういう現実をつきつけていたわけがあります。

そこで 4 点お伺いいたします。

保険料抑制のために国庫負担の増額を求める考えはございませんか。

公費負担の拡充が求められています。介護保険料基準額より減額している分については、当組合の施策として行っているのであり、一定部分を構成 3 市の税金で賄う。こういう考えはございませんか。

保険料の減免制度をより拡充するということを求めたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。

これらの措置は、憲法第 25 条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。これを活かすものだと、私は考えるわけですが、理事長の見解をお伺いしたいと思っております。

次は、介護利用の実態についてお尋ねをいたします。

要介護認定者の利用限度額の総額は、2010 年度でみますと、いくらでありましようか。

また、実際の介護保険利用実績は、百七億円とみましたが、これであっているでしょうか。利用実績が、この限度額に占める割合は、いくらでしょうか。全国的には、この割合が6割と聞いています。本組合でも要介護認定者の84%しか利用していない。こういう実態があります。利用が少ない理由を何だと考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

3番目、利用料の負担軽減の問題について、お尋ねをいたします。

日本の介護保険は、もともとドイツの介護保険をモデルにしてつくられたものであります。ドイツでは、利用料は無料、保険料を払っているのだから、ただで利用するのは当たり前。日本でも、行く行くは、そこを目指すべきだと、私は考えます。そこで、お尋ねします。利用が少ない最大の要因は、利用料が高いことにある。公費負担による利用料の減免制度をつくることを提案したいと思いますが、如何でありましょうか。

4番目の質問であります。

日常生活圏域のニーズ調査についてであります。これは、非常に大事なことだと、私は考えております。3点お尋ねいたします。

圏域毎にニーズが把握できるように、すべての高齢者を対象に行うことが大切ではないでしょうか。そして、その調査を基にして事業計画を具体化する。この必要があるとおもいます。砺波地方介護保険組合全体で、わずか1千人だけ取り出しての抽出調査ではニーズが把握できないと思います。

2つ目、計画の具体化をするためには、広範な住民が参加する日常生活圏域部会を設置し、住民の意見を反映させるように、すべきでないかと思えます。

3点目、日常生活圏域が、広すぎるところがあります。これは、今後、是非、見直していただきたい。せめて、砺波市並みにしていただきたいということを申し上げまして、私の質問にいたします。

【11番 砂田喜昭君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

答弁を求めます。理事長 上田 信雅 君

【理事長 上田信雅君 登壇】

○ 理事長（上田 信雅 君）

砂田議員の「介護保険料について」と「利用料の負担軽減について」のご質問にお答えします。

はじめに、保険料の国庫負担の増額についてであります。介護給付費・予防給付費における公費負担の割合については、ご承知のとおり介護保険法に規定されており、現行では国の負担割合は20%と調整交付金負担割合5%となっています。議員ご指摘の国の負担率の増加につきましては、当組合が加入する「全国介護保険広域化推進会議」においても決議要望の項目として以前から挙げられており、今後とも、他の加入者とともに国に強く要望してまいります。

また、介護保険料標準額より減額した部分について、その一部を税金でまかなえということではありますが、市町村の負担割合は、12.5%と定められています。介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであり、保険料を支払った方に対して必要なサービスを提供することが前提であることから、保険料減免分に対する一般財源の繰入は、適当でないとされています。

したがって、低所得者に配慮する場合は、高齢者の保険料の負担の枠内で、被保険者の負担能力に応じた保険料額とすることにより対応すべきと考えております。

更に、保険料の減免制度につきましては、特別の理由により保険料の負担が困難な方や災害等で負担能力が急激に低下した場合に減免を行っています。減免基準の拡充は、反面、他の被保険者の負担増につながるものであり、負担の公平性からも慎重な運用が必要と考えます。

これらの措置は、国の3原則である「保険料の全額免除は行わない」、「収入のみに着目した一律の減免は不公平である」、そして先ほどの「保険料減免分に対する一般財源の繰り入れは行わない」を守り、取り組んでいるわけであります。

憲法第25条の国民の生存権、国の社会的使命の件についてであります。介護保険は社会保険方式により事業費を賄っており、今ほども申しましたように制度の中で負担割合がきめられており、サービス受給者の増加や介護サービスの充実による給付費の増により保険料の負担も増える仕組みとなっております。

しかし、高齢者の保険料負担能力にも限界があることから、過重な負担とならないよう、今後とも、国に対し、国の負担率の増加を強く要望してまいりたいことを、再度ではあります。が申し上げたいと思っております。

次に、利用料の負担軽減についての質問にお答えします。

まず、介護保険制度上の利用料の軽減措置についてご説明いたしますと、1つ目には、1割の自己負担分について所得に応じた負担限度額が設けられ、これを超えた分をお返しする「高額介護サービス」がございます。

2つ目には、低所得者に対する介護保険3施設入所やショートステイ利用時の食費、居住費の補足給付を行う「特定入所者介護サービス」がございます。

3つ目には、平成20年4月からは医療との合算制度による「高額医療合算サービス」が創設されました。このサービスは、医療と介護の両方の負担が重い方について、1年分の医療費と介護の自己負担額を合算し、所得や年齢区分に応じた一定の負担限度額を超えた分が医療と介護の両方から支払われるものです。

最後に、公費負担による利用料の減免制度についてであります。介護保険法第50条及び第60条において、世帯の主たる生計維持者が災害、死亡、失業などの特別な事情により1割負担が困難と認められた要介護者について、減免を行う規定が定められています。

このように、介護保険における低所得者対策については、制度上なされていると考えておりますので、介護保険を運用いたします本組合といたしましては、これらの制度を有効に活用していきたいと考えております。

その他の質問については、事務局長からお答えをいたします。

【理事長 上田信雅君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

答弁を求めます。 事務局長 池田 仁吾 君

【事務局長 池田仁吾君 登壇】

○ 事務局長（池田 仁吾 君）

私の方からは、「介護利用の実態について」と「日常生活圏域ニーズ調査について」のご質問にお答えします。

はじめに、「介護利用の実態」についての4点の質問についてであります。第1点目の「要介護認定者の利用限度額の総額」につきましては、平成22年度のデータを基に算定しましたところ、自己負担の1割分も含め約172億3,300万円であります。

第2点目の平成22年度の介護保険給付費の決算額につきましては、総額107億3,367万5千円であります。

第3点目の利用実績が利用限度額に占める割合につきましては、利用限度額の対象となる総サービス費用の利用実績は、自己負担の1割分も含め、約106億6,500万円でありますので、先ほどの172億3,300万円に対し約62%の割合となっております。

第4点目のサービスを利用していない方の理由についてのご質問であります。組合では毎月末に認定者数、サービス利用者数のデータを取っています。

ご質問のとおり、介護認定者の内、平均して15%程度の方がサービスを利用していないというデータ結果があります。全国的にも同様の数値となっておりますが、この要因としましては、1 医療措置が必要となり病院等に入院している。2 病院から在宅復帰する場合などに住宅改修サービスのみを一時的に利用するため、認定を受け、その後も更新を続けている。3 サービスをいつで受ける状態にしておくために認定を受けている。の3点のケースが主な理由と考えられます。

また、限度額を満額使っていないことについては、家族の介護力があるために、必要なサービスのみを利用する目的でたてられる「ケアプラン」に基づいて利用していることによるものと考えております。

次に、日常生活圏域ニーズ調査についてのご質問にお答えします。

当組合では第5期介護保険事業計画の策定に際し、高齢者を対象に、現状等を把握し、基礎資料とすることを目的として、国の示した「日常生活圏域ニーズ調査」に基づくアンケート調査を昨年6月から7月にかけて、構成市の担当課の協力を得ながら実施しました。

配付数1,000件のうち有効回収数は830件で回収率は83%となっており、調査結果は事業計画書にまとめております。配付数の検討にあたりましては、構成する3市の高齢者数のバランスには配慮しておりますが、日常生活圏域ごとのそれまでには至っていなかったことについては、次回への課題を残すこととなったと考えております。

また、日常生活圏域部会の設置や日常生活圏域に広すぎるところがあるところのご指摘でございますが、現在、当組合管内には、事業計画において設定する日常生活圏域は、砺波市に5圏域、小矢部市に2圏域、南砺市に3圏域とする合計10圏域があります。

これらは、平成17年度において、第3期介護保険事業計画の策定作業の中において、そ

それぞれの構成市において地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定められ、現在に至っているものであります。

ご質問のように、なかには面積又は人口において一部、他の圏域と比べてバランスのとれていない圏域もあるように思いますが、山間部をかかえるなど地理的条件や他の計画との関係など各構成市における事情もあるかと思しますので、現在に至るまでの介護施設の整備状況や環境の変化、平成 26 年度までの整備計画など踏まえながら、日常生活圏域部会の設置の提案も含め、第 6 期介護保険事業計画の策定における課題として、構成市と協議してまいりたいと考えております。

【事務局長 池田仁吾君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

通告により、発言を許します。11 番 砂田 喜昭 君

【11 番 砂田喜昭君 登壇】

○ 議員（砂田 喜昭 君）

私は、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 7 号、議案第 9 号に反対いたします。

その理由の第一は、年金がどんどん切り下げらようとしているときに、介護保険料を 21% も引き上げようとしていることが認められない。

第二には、先ほどの答弁にもありましたように保険料を上げながら利用料が高くて十分に介護サービスを利用できない人が多数残されている。利用限度額の 62% しか使われていない。

そして、第三点目は、これから新しく 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの実施が予定されておりますけれども、職員をきちんと確保するということが非常に大きな課題になっておるわけでありまして。ところが今度は、介護職員の待遇改善について、国が負担を削って介護報酬の中に加えていく。

この三点の理由からこれを認めるわけにはいかないわけでありまして。

この際、私が強調したい点が三つあります。

一つは、国に憲法をきちんと守る政治をやれということ、きちんと主張していくということでありまして。先ほどもいいましたように、日本の介護保険制度は、サービスを充実しようとしたら、保険料が自動的に上がる。保険料を抑えようとしたら、サービスを抑制しなければならない。こういうおかしな制度になっておるわけでありまして。

先程、一般質問で言いましたように憲法 25 条は、すべての国民に健康で文化的な生活を送る権利を保障して、国がその向上、増進に努める義務があるとしておるわけでありましてから、これらが活かされていない。介護保険が始まったときは、国は、介護福祉の国庫負担の 2 分の 1 からそれを 4 分の 1 に削減し、小泉自公政権の時代には、構造改革の名のもとに、社会保障予算を毎年二千二百億円削る路線を突き進んでまいりました。この結果、

広がったのは、貧困と格差であります。これに対する国民の大きな怒りが高まり、政権交代、こういう事態がうまれたわけであります。

しかし最近では、民主党政権も経団連の言うがままに選択と集中の名によって、軽症患者や軽度要介護者には、給付削減や負担増を押し付けようとしております。このような下で介護保険組合議会が、国に対して国庫負担を増やして介護サービスを充実せよ、こういう声をあげていかなければ、この議会の存在が問われると思います。

第二に強調したいことは、国がやらなければ砺波地方介護保険組合として可能な限り努力して、その実績を示しながら国に対峙をせまることであります。単に要望書を出すだけでなく実際にやってみてやるということでもあります。そのためには、構成三市が共同して一般会計の繰り入れによる保険料の軽減を実現することでもあります。低所得者の保険料を軽減、減免する分の一定割合を税金で賄うべきであります。先程、理事長も紹介されておりましたけれども、国は三基準、保険料の全額免除とか収入に着目した一律減免が一般財源の繰り入れは適当でない、こういう三基準を示しております。しかし、もともと介護保険というのは、自治事務でありまして、国の指導というのは、あくまでも助言にしかすぎないのであります。だから実際に全国各地の自治体が、一般会計の繰り入れにより、保険料、利用料の減免や保険料の独自軽減を実現しています。国の不当な介入をはねかえし、保険料の軽減、減免制度の充実を図ることが、重要だと考えます。

三点目に強調したいことは、これらの介護サービス改善の財源をどうやってうみだすかという問題であります。聖域を設けず無駄を削ることは、依然として重要であります。国の段階では、政党助成金三百二十億円、これは支持もしていない政党に税金で強制的に寄付をさせる制度で、憲法違反であります。削るべきであります。米軍のグアム移転経費もアメリカ軍の基地をアメリカの国内に作るのに、日本人の税金を使うという世界でも例をみない、酷い無駄遣い。これも削るべきであります。さらに細かいことでもありますけれども、当介護保険組合でも議員歳費や議長交際費、費用弁償などは、削るべきではありませんでしょうか。小矢部市は、既に費用弁償を廃止して久しいのであります。また、特別職の報酬、交際費も、私は削るべきだと思います。何故なら、介護保険事業を、それぞれの自治体がそれぞれに、てんでんでやっておれば、こういう経費は、発生しないからであります。財源をうみだすもう一つの方法は、国全体としては、富裕層、大企業に応分の負担を求めることが大事であります。民主党政権は、毎年の利益を積み増して二百六十兆円にも上る内部留保を抱えている大企業に、さらに法人税を一兆二千億円も減額してやろうとしています。大企業に減税しても、国民には回らず、内部留保を増やすだけで、こんなことはすぐにやめるべきであります。最低賃金の引き上げや中小企業との公正な取引の監視などを強化して、この内部留保を国内に還流すべきであります。

以上、三点についても、この議会で活発な議論が展開されることを期待いたしまして、私の反対討論といたします。

【11番 砂田喜昭君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終わります。

これより議案第1号、議案第2号、議案第7号及び議案第9号を採決します。お諮りします。議案第1号、議案第2号、議案第7号及び議案第9号以上の4議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号、議案第2号、議案第7号及び議案第9号については、可決されました。

次に議案第3号から議案第6号まで、議案第8号及び報告第1号について、を一括して採決します。お諮りいたします。

以上の6件を、原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

全員起立であります。

よって議案第3号から議案第6号まで、議案第8号及び報告第1号については、原案のとおり可決されました。

— 4番 沼田信良君 退室 —

○ 議長 (西井 秀治 君)

ただいま議案第10号 「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

追加日程第5 「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

理事長 上田 信雅 君

【理事長 上田信雅君 登壇】

○ 理事長 (上田 信雅 君)

ただいま、追加提案いたしました、議案第10号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」、ご説明申し上げます。

空席となっております議会選出の監査委員に、沼田信良議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何卒慎重にご審議いただき、ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

【理事長 上田信雅君 降壇】

○ 議長 (西井 秀治 君)

お諮りいたします。本議案については事情充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」原案のとおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員） 全員起立であります。

よって、議案第 10 号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

— 4 番 沼田信良君 入室 —

○ 議長（西井 秀治 君）

次に、日程第 5 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第 59 条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

[午後 5 時 04 分 閉議]

○ 議長（西井 秀治 君）

ここで、田中理事からご挨拶がございます。田中 幹夫 君

【理事 田中幹夫君 登壇】

○ 理事（田中 幹夫 君）

2 月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました平成 24 年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、承認、同意をいただき、誠にありがとうございました。

介護保険事業がスタートして 12 年が経過し、新年度からは、新たに第 5 期介護保険事業計画に基づいて運営していくこととなります。

団塊の世代と言われる方々が 65 歳を迎えられていく中で、高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も増加していくことが見込まれますが、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していけるよう、介護保険サービス体制の連携強化を図りながら、各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるよう、一層の介護予防に力点を置く必要があると存じます。

更なる高齢化社会に備え、構成3市が一層連携を密にしながら地域全体で高齢者を支える体制づくりをしていくことが大切だと思っております。

終わりになりますけれども、新しく西井議長さんと山田副議長さんが就任されました。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、益々ご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

【理事 田中幹夫君 降壇】

○ 議長（西井 秀治 君）

これをもちまして、平成24年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を閉会といたします。どうも、皆さんご苦労様でございました。

[午後5時06分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年2月28日

議 長

沼田 信良

議 長

西井 秀治

署名議員

池田 庄平

署名議員

嶋田 幸恵

署名議員

石崎 俊彦